

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2025年1月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2025年2月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2025年2月1日から実施します。</p> <p>(経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p>(特例措置) 3 2025年2月1日から2025年3月31日までの間に光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。</p> <p>(1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(2) ピカラ公式サイト(https://www.pikara.jp/hikari.html) から、光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った場合、コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、(1)の特例措置が終了する翌月から5ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(3) 他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他減額措置が終了する翌月から(1)及び(2)の特例措置を実施します。</p>	